

News Letter

Kikuchi Synthetic Law Office L.P.C.

残暑お見舞い申し上げます。

1 相続 セミナー開催のお知らせ

私は、山陽新聞社が管理運営するインターネットサイト・マイベストプロ岡山に、相続、遺産分割、遺言、遺留分減殺請求、それに相続税などに関する記事(判例、裁判例などの解説を含む。)を、書き続けていますが、読者の関心は強く、直接、私の事務所に相談に来られる人も、随分増えてきております。

これら相談に来られる方々の抱える問題は、共通するものが多く、アドバイスさせていただいた解決方法は、他の多くの方々にも、参考になるのではないかと思います。

そこで、本年10月31日(火)に山陽新聞社さん太ホールで、相続のセミナーを開催することになりました。詳しくは、4ページをご覧ください。

2 ホールディングスが増えた理由

最近目に付く、ホールディングスという商号は、どこから来、どんな意味を持ち、どんなメリット、デメリットがあるのかを、私が弁護士後藤紀一に質問し、後藤が答えたものを、次ページで紹介させていただいております。

残暑厳しき折から、皆さまには、ご自愛くださるようお願いいたします。

弁護士法人菊池綜合法律事務所
代表社員 弁護士 菊池 捷男



目次:

ご挨拶	1
法律実務レポート(企業編)	2
セミナー&個別相談会	
意外と簡単!「相続の基礎」	4

法律実務レポート（企業編）

1. ホールディングスが増えた理由

1. 意味



おい、後藤！最近ホールディングスという語が入った商号をよく見るが、ホールディングスとはどんな意味かろう？



ホールディングスというのはなあ、本来、純粹持株会社をいう言葉なんだ。純粹持株会社とは、傘下に多数の事業会社を、完全子会社として持つ株式会社で、自らは事業をしない会社のことなんだ。ドイツ語でいうコンツェルンのことだ。しかし、同じ持株会社であっても、自らも事業をする会社もあるよ。これは、一般には事業持株会社といわれるがな。

2. 財閥の解体と解禁



う、後藤！コンツェルンといえば戦前の財閥じゃろ。歴史の本を紐解くと、戦後すぐ財閥は解体されたと書かれているがなあ。その財閥を意味するホールディングスという語が最近復活したということは、財閥が解禁されたということなのか？



そのとおりだ。菊池よ！お前も知ってのとおり、我が国は、戦後すぐ、独禁法が制定されただろう。この法律はGHQの要請を受けてできたものだが、その時、第9条で純粹持株会社の設立が禁じられたんだ。これが財閥解体の正体さ。これは、当時あった三井とか三菱という財閥が、日本の軍事力を支えた元凶だと、アメリカに思われたことによるのだが、これにより、我々は、長い間、“財閥は悪い”という誤った観念を持ってしまったよ（俺なども中学校ではそう教えられたものだ。）。しかし、財閥は悪いものではない。独禁法の生みの親である、アメリカでも、純粹持株会社は認められているんだからな。



それで、その後、コンツェルンは復活したのだな。



そうだ。平成8年、アメリカが、我が国に金融市場の開放を迫ったとき、時の政府が、それを受け入れる条件として、純粹持株会社を解禁することをアメリカに承知させたんだ。



このときの金融市場の開放を求めたアメリカの意図や、我が国の対応を教えてください。

アメリカが我が国に、金融市場の開放を求めたのは、当時、我が国の民間金融資産が1200兆円を超えたなどといわれ、アメリカの金融機関や証券会社にとって、これが垂涎的になったということなのだ。そこで、アメリカは我が国に、金融市場の開放を求めたのだが、我が国は、これを受け身で受け入れるのではなく、これを機に、イギリスに倣って、日本版金融ビッグバンと銘打って、外資による証券会社や銀行の設立、銀行等の投資信託の窓口販売の導入、株式売買委託手数料の完全自由化、証券デリバティブの全面解禁などの施策を、積極的に行ったんだ。



我が国の金融市場の開放とコンツェルンの解禁は分かったが、それとホールディングスの関係は？

我が国で純粋持株会社が解禁されたのは、平成9年の独禁法の改正の時だ。それ以後、純粋持株会社が多数設立されたが、事業会社を傘下に収めた純粋持株会社や事業持株会社にホールディングス、銀行、証券、保険会社を傘下に収めた金融持株会社にファイナンシャルグループという商号が、よく見られるようになったんだ。



3. ホールディングスのメリット・デメリット



持株会社（ホールディングス）を創るメリットは何だ？

メリットは、グループ全体としての迅速な経営意思の決定ができることと、グループ全体を最も効率的に経営できることだ。必要に応じてM&Aなどの手法を用いて、強い部分は更に強くし、弱い部分は事業譲渡などによって離していけるが、それは本質的なものではないぞ。本質は、最も効率的な経営ができることだよ。そのほかにも、有効な税務戦略を立てることができるなどのメリットがあるよ。



では、デメリットは？

傘下に多くの完全子会社ができ、所帯が大きくなると、役員や従業員をしっかりと把握できるか？グループ間に十分な連携がとれるか？などが指摘されているよ。



